

議案第 57 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 1,800円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 4,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,020円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,700円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,400円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第18項を次のように改める。

(特例被保険者等の属する世帯に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 令和3年4月1日から令和4年3月31日以後の規則で定める日までの間、特例被保険者（市長が別に定める日において18歳未満の国民健康保険の被保険者をいい、未就学児を除く。）又は未就学児の属する世帯に係る第2条第2項ただし書及び第3項ただし書、第13条並びに第23条の規定の適用については、第2条第2項ただし書中「63万円を」とあるのは「63万円からその世帯に属する特例被保険者（市長が別に定める日において18歳未満の国民健康保険の被保険者をいい、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。以下同じ。）を除く。以下同

じ。)及び未就学児の数に6,000円(第23条第1項第1号の規定が適用される世帯にあつては1,800円、同項第2号の規定が適用される世帯にあつては3,000円、同項第3号の規定が適用される世帯にあつては4,800円)を乗じて得た額を控除して得た額を」と、「63万円と」とあるのは「当該控除して得た額と」と、同条第3項ただし書中「19万円を」とあるのは「19万円からその世帯に属する特例被保険者及び未就学児の数に3,400円(第23条第1項第1号の規定が適用される世帯にあつては1,020円、同項第2号の規定が適用される世帯にあつては1,700円、同項第3号の規定が適用される世帯にあつては2,720円)を乗じて得た額を控除して得た額を」と、「19万円と」とあるのは「当該控除して得た額と」と、第13条第1項中「第23条」とあるのは「第23条(附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、第23条第1項中「を超える場合には、63万円」とあるのは「からその世帯に属する特例被保険者及び未就学児の数に第1号の規定が適用される世帯にあつては1,800円を、第2号の規定が適用される世帯にあつては3,000円を、第3号の規定が適用される世帯にあつては4,800円を、それぞれ乗じて得た額を控除して得た額を超える場合には、当該控除して得た額」と、「を超える場合には、19万円」とあるのは「からその世帯に属する特例被保険者及び未就学児の数に第1号の規定が適用される世帯にあつては1,020円を、第2号の規定が適用される世帯にあつては1,700円を、第3号の規定が適用される世帯にあつては2,720円を、それぞれ乗じて得た額を控除して得た額を超える場合には、当該控除して得た額」と、同条第2項中「6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)」とあるのは「特例被保険者又は未就学児」と、「属する未就学児」とあるのは「属する特例被保険者又は未就学児」と、同項第1号及び第2号中「未就学児1人」とあるのは「特例被保険者又は未就学児1人」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法の改正に伴い、未就学児の属する世帯に係る国民健康保険税の減額について定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。